

第1章 総則

(設置)

第1条 摂南大学に大学院を置く。

(目的)

第2条 摂南大学大学院(以下「本大学院」という)は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

(課程)

第3条 本大学院に修士課程および博士課程を置く。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 4 博士課程は、前期課程と後期課程に区分し、博士前期課程はこれを修士課程として取扱うものとする。ただし、薬学研究科においては、前期、後期に区分しない。

(研究科、専攻および教育研究上の目的)

第4条 本大学院につぎの研究科を置き、専攻を設ける。

研究科名	専攻名	課程
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程
理工学研究科	社会開発工学専攻	博士前期課程
	生産開発工学専攻	
	生命科学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
経済経営学研究科	創生工学専攻	博士後期課程
	経済学専攻	修士課程
法学研究科	経営学専攻	修士課程
	法律学専攻	修士課程
国際言語文化研究科	国際言語文化専攻	修士課程

看護学研究科	看護学専攻	修士課程
農学研究科	農学専攻	博士前期課程
		博士後期課程

- 2 薬学研究科医療薬学専攻は、医療現場での臨床的課題等を対象とする研究を通して薬学分野の高度な知識・技能・態度を修得し、高度な医療に応えることができる優れた研究能力を有する薬学研究者および薬剤師等の育成を目的とする。
- 3 理工学研究科社会開発工学専攻は、建設および建築に環境保全を加えた社会開発について、高度な専門能力を持つ人材を養成することを目的とする。
- 4 理工学研究科生産開発工学専攻は、機械工学や電気電子工学を基盤として、材料・物性、エネルギー、システム制御、情報・通信、生産・加工等の広範囲の領域について、高度な専門能力を持つ人材を養成することを目的とする。
- 5 理工学研究科生命科学専攻は、分子生命科学や生体生命科学を修得し、医療、環境、食糧等の分野において、高度な専門能力を持つ人材を養成することを目的とする。
- 6 理工学研究科創生工学専攻は、工業製品から都市・建築に関わる構造物までの広範囲なモノづくりにおいて、新しい価値の創生と技術革新を担い得る高度な知的専門職業人を養成することを目的とする。
- 7 経済経営学研究科経済学専攻は、国際経済、地域経済、観光経済を中心とした現代経済学の高度な理論および実証分析の方法を修得し、地域社会・国際社会に貢献できる高度専門職業人を養成することを目的とする。
- 8 経済経営学研究科経営学専攻は、企業経営、会計、経営情報に関する高度な専門知識と社会の変化を的確に捉えて理解する知識を身につけ、外部環境の変化に柔軟に対応できる高度専門職業人を養成することを目的とする。
- 9 法学研究科法律学専攻は、高度の法学知識を身につけた専門職業人として、実務と理論に強い組織内型法律実務専門家およびパラリーガルと呼ばれる広義の独立型法律実務専門家を養成することを目的とする。
- 10 国際言語文化研究科国際言語文化専攻は、国際化により世界が直面している複雑な諸問題の解決に貢献できるよう、語学力を身につけるとともに異文化を深く理解し、高度な専門知識を持つ人材を養成することを目的とする。
- 11 看護学研究科看護学専攻は、地域社会で生活する人々を支援する看護実践者および研究能力を基盤とした看護教育者を育成することを目的とする。
- 12 農学研究科農学専攻は、自然科学から社会科学まで幅広いアプローチにより、「食」

と「農」に関わる高度な専門知識・技術を修得し、広い視野と高い倫理観を身につけ、国内外の諸問題の解決や地域社会および国際社会の発展に貢献できる人材を養成する。

(修業年限)

第5条 修士課程の修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年とする。ただし、薬学研究科博士課程の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第6条 修士課程には、4年を超えて在学することができない。

2 博士前期課程には4年、博士後期課程には6年を超えて在学することができない。ただし、薬学研究科博士課程の在学年限は8年とする。

(収容定員)

第7条 本大学院の収容定員は、つぎのとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程または修士課程		博士後期課程または薬学研究科博士課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
薬学研究科	医療薬学専攻	—	—	4名	16名	16名
理工学研究科	社会開発工学専攻	12名	24名	—	—	24名
	生産開発工学専攻	12名	24名	—	—	24名
	生命科学専攻	10名	20名	2名	6名	26名
	創生工学専攻	—	—	2名	6名	6名
	計	34名	68名	4名	12名	80名
経済経営学研究科	経済学専攻	5名	10名	—	—	10名
	経営学専攻	5名	10名	—	—	10名
	計	10名	20名	—	—	20名
法学研究科	法律学専攻	5名	10名	—	—	10名
国際言語文化研究科	国際言語文化専攻	5名	10名	—	—	10名
看護学研究科	看護学専攻	6名	12名	—	—	12名

農学研究科	農学専攻	20名	40名	3名	9名	49名
合計		80名	160名	11名	37名	197名

第2章 教員組織

(教員組織)

第8条 本大学院に教育研究上の目的を達成するため、研究科および専攻の規模ならびに授与する学位に応じ、必要な教員を置く。

2 研究科および専攻においては、教員の適切な役割分担および連携体制を確保し、組織的な教育を行うものとする。

(授業および研究指導の担当)

第9条 本大学院の授業および学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という)は、本大学院教員がこれにあたる。

2 専攻の授業科目を担当する教員を指導教員とし、学生の本大学院における研究指導にあたるものとする。

3 必要により他の大学院もしくはその他の大学院教員有資格者に、授業の担当を依頼することができる。

第3章 運営組織

(大学・大学院運営会議)

第10条 本大学院の教育研究に関する重要な事項を審議するため大学・大学院運営会議を置く。

2 大学・大学院運営会議に関する事項は、大学・大学院運営会議規定に定める。

(学長戦略会議)

第10条の2 本大学院の将来計画および教育研究・管理運営に関する重要な事項を協議するため学長戦略会議を置く。

2 学長戦略会議に関する事項は、学長戦略会議規定に定める。

(研究科長)

第11条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、基礎となる学部の学部長をもってあてる。

3 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

(研究科委員会)

第12条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、学長がつぎに掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べる

ものとする。

イ 学生の入学および課程の修了に関すること

ロ 学位の授与に関すること

ハ 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要と学長が定めるもの

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長が掌る教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 その他各研究科の研究科委員会について必要な事項は、各研究科の研究科委員会規定に定める。

第4章 教育方法等

(教育方法)

第13条 本大学院における教育は、授業科目の授業および研究指導によって行う。

2 前項の授業および研究指導にあたっては、その方法、内容および年間の計画ならびに成績評価の基準をあらかじめ学生に明示する。

3 第1項に定める授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 第1項の授業の一部を、校舎および付属施設以外の場所で行うことができる。

(教育方法改善のための組織的な研修等)

第13条の2 本大学院は、授業および研究指導の内容ならびに方法等の改善を図るため、組織的な研修および研究を行う。

(授業科目、研究指導分野、単位および履修方法)

第14条 研究科における授業科目、研究指導分野、単位および履修方法は別表第1のとおりとし、履修について必要な事項は、別に定める。

(履修科目の選定および申請)

第15条 学生は、指導教員の指導を受けて履修しようとする授業科目を選定し、指導教員の承認を経て所定の期日までに申請しなければならない。

(教育職員免許状)

第15条の2 本大学院において、教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者

は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める免許状の種類および免許教科は、つぎのとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
理工学研究科	社会開発工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
	生産開発工学専攻		
	生命科学専攻 (博士前期課程)	(イ) 中学校教諭専修免許状 (ロ) 高等学校教諭専修免許状	理科
国際言語文化研究科	国際言語文化専攻	(イ) 中学校教諭専修免許状 (ロ) 高等学校教諭専修免許状	英語
農学研究科	農学専攻 (博士前期課程)	(イ) 中学校教諭専修免許状 (ロ) 高等学校教諭専修免許状	理科

3 免許状授与の所要資格の取得方法については、別に定める。

(他の大学院等の授業科目の履修)

第16条 研究科委員会において、教育上有益と認めるときは、前条にかかわらず、他の大学院または本大学院の他の研究科との協議に基づき、学長の許可を得て、学生に当該他大学院または他研究科の授業科目を履修させることができる。

2 研究科長は、教育上有益と認めたときは、所属する研究科内の自専攻以外の専攻の授業科目を履修させることができる。

3 前2項により履修した授業科目について修得した単位は、当該研究科で定める所定の単位を超えない範囲で、本大学院における課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(他の大学院等における研究指導)

第17条 研究科委員会において、教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学院または研究所等(以下「他の大学院等」という)との協議に基づき、学長の許可を得て、当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 修士課程または博士前期課程の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は1年を限度とする。

(外国の大学院等への留学)

第18条 研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、学長の許可を得て、学生を外国の大学院等に留学させることができる。

2 第16条の規定は、学生が前項の規定により留学する場合に準用する。

3 第1項の許可を得て留学した期間は、本大学院における課程修了の要件としての修業年限に算入することができる。

(試験および成績の評価)

第19条 履修した授業科目の試験は、所定の期間内に行う。ただし、平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

2 試験の成績は、「5(100～80点)・4(79～70点)・3(69～60点)・2(59点以下)・×(受験せず)」の5種の評語をもって表わし、「5・4・3」を合格、「2・×」を不合格とする。

3 演習、研修および特別研究は、単に合格または不合格をもって示すことがある。

(単位の認定)

第20条 授業科目を履修し合格した者には、所定の単位を与える。

第5章 課程の修了要件および学位

(課程の修了要件)

第21条 博士前期課程または修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学して、所定の授業科目について第4項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、第4条に定める教育研究上の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程の修了要件は、当該課程に大学院設置基準(昭和49年6月20日文部省令第28号)第17条に定める期間以上在学して、所定の授業科目について第4項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。

3 薬学研究科博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、第4項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

4 修了に必要な授業科目の単位数については、つぎのとおりとする。

区分	単位数
----	-----

博士前期課程または修士課程		30単位以上
博士後期課程	理工学研究科	22単位以上
	農学研究科	
博士課程	薬学研究科	30単位以上

(学位論文の審査等)

第22条 前条の学位論文の審査等に必要な事項は、学位規定に定める。

(最終試験)

第23条 最終試験は、学位論文を中心として、その関連する分野について口述または筆記により行う。

2 最終試験に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

(学位の授与)

第24条 第21条により本大学院の課程を修了した者には、つぎの学位を授与する。

研究科名	専攻名	課程	学位
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程	博士(薬学)
理工学研究科	社会開発工学専攻	博士前期課程	修士(工学)
	生産開発工学専攻		
	生命科学専攻	博士前期課程	修士(理学)
	創生工学専攻	博士後期課程	博士(工学)
	生命科学専攻	博士後期課程	博士(理学)
経済経営学研究科	経済学専攻	修士課程	修士(経済学)
	経営学専攻	修士課程	修士(経営学)
法学研究科	法律学専攻	修士課程	修士(法学)
国際言語文化研究科	国際言語文化専攻	修士課程	修士(文学)
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	修士(看護学)
農学研究科	農学専攻	博士前期課程	修士(農学)
		博士後期課程	博士(農学)

2 前項に定める者のほか、博士の学位を得るための審査を請求した者については、本大学院の行う博士論文の審査および試験に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有する者と確認されたとき、博士の学位を授与する。

3 前2項に定めるほか、学位授与の要件その他の学位に関し必要な事項は、学位規定に定

める。

第6章 学年および休業日

(学年)

第25条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第26条 学年をつぎの2学期に分ける。

イ 前期 4月1日から9月30日まで

ロ 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 必要がある場合、学長は、前項に定める前期の終期および後期の始期を変更することができる。

(休業日)

第27条 休業日は、つぎのとおりとする。

イ 日曜日

ロ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ハ 本学園創立記念日 10月30日

ニ 春期休業日 3月25日から4月4日まで

ホ 夏期休業日 8月1日から9月18日まで

ヘ 冬期休業日 12月23日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定め、または休業日に授業を行うことができる。

第7章 入学、休学、復学、退学、再入学、転学、転入学および除籍

(入学の時期)

第28条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、学年の途中においても、第26条に定める学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第29条 本大学院の博士前期課程または修士課程に入学することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、本大学院が行う選考のための試験に合格した者とする。

イ 学校教育法に定める大学を卒業した者

ロ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者

- ハ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - ニ 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - ホ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - ヘ 文部科学大臣の指定した者
 - ト 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達した者
- 2 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、本大学院が行う選考のための試験に合格した者とする。
- イ 修士の学位または専門職学位を有する者
 - ロ 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ハ 文部科学大臣の指定した者
 - ニ 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達した者
- 3 本大学院の薬学研究科博士課程に入学することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、本大学院が行う選考のための試験に合格した者とする。
- イ 6年制薬学部を卒業した者
 - ロ 修士の学位または専門職学位を有する者
 - ハ 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ニ 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が5年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - ホ 文部科学大臣の指定した者
 - ヘ 2005年度以前の4年制薬学部の課程を卒業し、かつ、3年以上の社会での実務経験を有し、6年制薬学部を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
 - ト その他本大学院が上記イあるいはロと同等以上の学力があると認めた者
- 4 第1項ト号、第2項ニ号ならびに前項ヘ号およびト号の学力検査は、研究科委員会がこれを行う。
- 5 第2項により出願した者の、当該出身大学院において修得した単位の認否については、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(入学の出願)

第30条 本大学院に入学を志願する者は、指定の期日までに、所定の出願書類に第43条に定める入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第31条 前条の入学志願者の選考は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が行う。

(入学手続および入学許可)

第32条 前条による選考に合格した者は、指定の期日までに第44条に定める学費を納入し、かつ、所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 前項により入学を許可された者は、入学宣誓式に出席し、かつ、入学の宣誓をしなければならない。

(休学)

第33条 病気その他のやむを得ない理由により、引き続き2カ月以上修学することができない者は、所定の休学願に理由を証明する書類を添えて提出し、研究科長の許可を得て休学することができる。

2 研究科長は、病気のため修学することが適当でないと認められる者については、研究科委員会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、博士前期課程または修士課程は通算して2年、博士後期課程は通算して3年、薬学研究科博士課程は通算して4年を、それぞれ超えることができない。

3 休学期間は、第6条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第35条 休学期間が満了したとき、または休学期間中にその理由が消滅したときは、研究科長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第36条 病気その他やむを得ない理由のため退学しようとする者は、研究科長に保証人連署の退学願と学生証を提出し、学長の許可を受けなければならない。なお、病気による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 退学しようとする者は、その学期の学費を納入しなければならない。

(再入学)

第37条 正当な理由で退学した者および第40条イ号、ロ号またはハ号に該当する者が、再入学を願い出たときは、学長は定員に余裕のある場合に限り、選考のうえこれを許可することができる。

2 すでに履修した授業科目および修得した単位の取扱いならびに在学年限については、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(転学)

第38条 本大学院から他の大学院へ転学しようとする者は、所定の転学願にその理由を具して、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転入学)

第39条 他の大学院の学生が本大学院に転入学を願い出たときは、学長は定員に余裕のある場合に限り、選考のうえこれを許可することができる。

2 前項の規定により転入学を志願するときは、在籍する大学院の学長または研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。

(除籍)

第40条 つぎの各号のいずれかに該当する者は、学長がこれを除籍する。

イ 所定の期日までに学費を納入しない者

ロ 休学者で在籍料を所定の期日までに納入しない者

ハ 休学期間満了前までに、復学を願い出ない者

ニ 第6条に定める在学年限を超えた者

ホ 第34条第2項に定める休学期間を超えた者

ヘ 他の大学院、大学、短期大学または高等専門学校に在籍していることが明らかになった者

ト 死亡確認された者

第8章 賞罰

(表彰)

第41条 表彰に価する行為があった学生には、表彰する。

2 表彰については、摂南大学学生の学園生活規定に定める。

(懲戒)

第42条 本大学院学則および諸規定に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、学生委員会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、譴責、停学および放學とする。
- 3 放學は、つぎの各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- イ 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ロ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ハ 正当な理由がなくて出席が常でない者
- ニ 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 入学検定料および学費等

(入学検定料)

第43条 入学検定料の額は、手数料収納に関する内規に定める。

(学費等)

第44条 学費は、入学金、授業料および教育充実費とし、その額は、別表第2のとおり定める。ただし、長期履修学生の学費の額については、摂南大学大学院長期履修学生規定に定める。

- 2 学費は、所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 休学中の学費は、休学開始日の属する期の翌期から免除する。ただし、別表第3に定める在籍料を学費免除の当該期から納入しなければならない。
- 4 休学中の学費等の取扱いについては、大学院学費納入規定に定める。

(既納の入学検定料および学費等)

第45条 既に納入された入学検定料、学費および在籍料は、返戻しない。ただし、大学院学費納入規定に定めのある場合は、この限りでない。

(納期、納入方法等)

第46条 学費および在籍料の納期、納入方法等について必要な事項は、大学院学費納入規定に定める。

(科目等履修生等の学費等の額)

第47条 科目等履修生および特別聴講学生の履修料ならびに特別研究学生の研究料ならびに外国人留学生および外国人特別留学生の学費の額等は、別に定める。

第10章 科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、外国人留学生、外国人特別留学生および長期履修学生

(科目等履修生)

第48条 研究科の授業科目中、1科目または数科目を選んで履修を志願する者があるときは、授業および研究に支障のない限り選考のうえ、これを許可することができる。

(特別聴講学生)

第49条 他の大学院の学生で、本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、本大学院の研究科と当該他大学院との協議に基づき、学長の許可を得て、特別聴講学生として受け入れることができる。

(特別研究学生)

第50条 他の大学院に在学する学生で、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、本大学院の研究科と当該他大学院との協議に基づき、学長の許可を得て、特別研究学生として受け入れることができる。

2 修士課程または博士前期課程の学生を特別研究学生として受け入れる場合は、受入期間は1年を超えないものとする。

(外国人留学生)

第51条 外国人で本大学院に入学を志願する者があるときは、研究科委員会の意見を聴いて、選考のうえ、学長の許可を得て、外国人留学生としてこれを許可することができる。

(外国人特別留学生)

第52条 外国の大学院の学生で、本大学院における授業科目の履修または研究指導を受けようとする者があるときは、本大学院の研究科と当該外国の大学院との協議に基づき、学長の許可を得て、外国人特別留学生として受け入れることができる。

(長期履修学生)

第52条の2 社会人等に、大学院での学修機会を広げるために、長期履修制度を設ける。

長期履修制度を導入する研究科は、摂南大学大学院長期履修学生規定に定める。

2 各研究科において、第5条第1項および第2項に定める修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを目的として、入学を願い出る者があるときは、当該研究科委員会の意見を聴いて学長が長期履修学生として入学を許可することができる。

3 長期履修制度を導入する研究科において、長期履修学生が第5条第1項および第2項に定める修業年限に、または第5条第1項および第2項に定める修業年限とする学生が長期履修学生に、変更を願い出た場合は、所属または入学を希望する研究科委員会の意見を聴いて学長が許可することができる。

(科目等履修生等に関する規定)

第53条 科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、外国人留学生、外国人特別留学生

および長期履修学生に関する規定は、別に定める。

第11章 その他

(在学期間中の有職)

第54条 研究科委員会において、就学に支障がないと認めた場合、学生が在学中に職を有することを認めることがある。

(準用)

第55条 本大学院学則に定めるもののほか、必要な事項については、摂南大学学則を準用する。

(学則の改廃)

第56条 本大学院学則の改廃は、大学・大学院運営会議および研究科委員会の意見を聴き、学長の承認を得て、理事会の議を経て理事長がこれを行う。

付 則

1 本大学院学則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

2 本大学院学則は、昭和63年4月1日より施行する。

3

イ この改正学則は、2025年4月1日から施行する。

ロ 薬学研究科の2016年度以前の入学者にかかる授業科目、研究指導分野、単位および履修方法については、なお従前の例による。

ハ 法学研究科の2022年度以前の入学者にかかる授業科目、研究指導分野、単位および履修方法については、なお従前の例による。

ニ 経済経営学研究科の2018年度以前の入学者にかかる教育職員免許状については、なお従前の例による。

ホ 理工学研究科の2024年度以前の入学者にかかる授業科目、研究指導分野、単位および履修方法については、なお従前の例による。

ヘ 国際言語文化研究科の2020年度以前の入学者にかかる授業科目、研究指導分野、単位および履修方法については、なお従前の例による。

ト 2019年度以前の入学者の学費の金額については、なお従前の例による。

別表第1 教育課程表

研究科各専攻の授業科目、研究指導分野、単位および履修方法

(1) 薬学研究科

医療薬学専攻

博士課程

研究科専門課程	専攻分野	授業科目	単位数			備考
			必修	選択	自由	
薬学 研究 科	医療 薬学 専攻	臨床薬学				
		臨床分析学特論		2		
		臨床生化学特論		2		
		臨床病態学特論		2		
		臨床症候学特論		2		
		臨床薬理学特論		2		
		薬物療法学特論		2		
		医薬品管理学特論		2		
		臨床漢方医療薬学特論		2		
		精神医療薬学特論		2		
		薬学教育学特論		2		
		臨床薬学演習		6		
	健康薬学	公衆衛生学特論		2		
		食品安全学特論		2		
		感染予防医療薬学特論		2		
		健康薬学演習		6		
	医薬品開発学	医薬品化学特論		2		
		製剤学特論		2		
		薬物動態学特論		2		
		臨床統計学特論		2		
		医薬品開発学演習		6		
	各分野共通	先端薬学研究特論	2			
		医療薬学特別研究	12			
	計		14	52		

履修方法

医療薬学特別研究12単位、先端薬学研究特論2単位および主たる専攻分野の演習6単位を含め合計30単位を修得し、かつ、博士論文の審査および最終試験を受けるものとする。

(2) 理工学研究科

イ 社会開発工学専攻

博士前期課程

研究科専門課程		専攻分野等	授業科目	単位数			備考
				必修	選択	自由	
理工学研究科	社会開発工学専攻	基礎科目	応用数学特論Ⅰ		2		
			応用数学特論Ⅱ		2		
			数理統計学		2		
			力学特論		2		
			量子物理学		2		
		計画系	空間情報学特論		2		
			形態幾何学特論		2		
			コミュニティデザイン特論		2		
			住環境計画特論		2		
			空間デザイン特論		2		
			住環境デザイン史特論		2		
			建築計画特論		2		
			都市建築史特論		2		
			建築環境造形特論		2		
			都市地域計画特論		2		
			意匠設計演習		2		
		環境系	水環境工学特論		2		
			環境水理学特論		2		
			沿岸環境工学特論		2		
			温熱環境特論		2		
			サステイナブル建築環境特論		2		
			居住環境工学特論		2		
			環境心理生理特論		2		
			建築設備計画特論		2		

			設備設計演習		2	
		構造系	建設施工システム特論		2	
			建築耐風構造特論		2	
			鉄筋コンクリート構造特論		2	
			防災工学特論		2	
			基礎工学特論		2	
			地盤工学特論		2	
			鋼構造工学特論		2	
			施設構造工学特論		2	
			構造設計演習		2	
		専攻分野共通科目	建築設計インターンシップ I		4	
			建築設計インターンシップ II		1	
			ゼミナール	4		
			理工学特別研究	8		
		計		12	73	

履修方法

- 1 必修科目12単位および選択科目18単位以上、総計30単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出して最終試験を受けるものとする。
- 2 前項のほか、履修の方法および要件等については、理工学研究科履修規定に定める。

ロ 生産開発工学専攻

博士前期課程

研究科専門課程	専攻分野等	授業科目	単位数			備考
			必修	選択	自由	
理工学研究科	生産開発工学専攻	基礎科目		2		
				2		
				2		
				2		

		量子物理学		2	
	生産工学系	生産システム特論		2	
		生産加工学特論		2	
		システム制御特論		2	
	機械工学系	材料力学特論		2	
		機械力学特論		2	
		熱工学特論		2	
		流体機械特論		2	
		流体力学特論		2	
		熱物性工学特論		2	
		個体力学特論		2	
		ナノマイクロシステム特論		2	
	電気電子工学系	エネルギーシステム工学特論		2	
		医用生体工学特論		2	
		知能ロボット特論		2	
		画像情報工学特論		2	
		電子・イオンビーム工学特論		2	
		無線通信工学特論		2	
		光物性工学特論		2	
		電子物性工学特論		2	
		固体物理学特論		2	
		光デバイス特論		2	
		ネットワーク工学特論		2	
		計測工学特論		2	
		分散システム特論		2	
		数理工学特論		2	
	専攻分野共通科目	ゼミナール	4		
		理工学特別研究	8		

		計	12	60		
--	--	---	----	----	--	--

履修方法

- 1 必修科目12単位および選択科目18単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出して最終試験を受けるものとする。
- 2 前項のほか、履修の方法および要件等については、理工学研究科履修規定に定める。

ハ 生命科学専攻

博士前期課程

研究科専門課程	専攻分野等	授業科目	単位数			備考
			必修	選択	自由	
理工学研究科	生命科学専攻	基礎科目		2		
				2		
		分子生命科学系		2		
				2		
				2		
				2		
				2		
				2		
		生体生命科学系		2		
				2		
				2		
				2		
				2		
				2		
		専攻分野共通科目	2			
			2			
			4			
			8			
		計	16	28		

履修方法

1 必修科目16単位および選択科目14単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出して最終試験を受けるものとする。

2 前項のほか、履修の方法および要件等については、理工学研究科履修規定に定める。

ニ 創生工学専攻

博士後期課程

研究科専門課程	専攻分野	授業科目	単位数			備考
			必修	選択	自由	
理工学研究科	創生工学専攻	都市・建築創生領域	都市空間情報学演習	2		
			環境地盤工学演習	2		
			鉄筋コンクリート構造学演習	2		
			応用構造材料学演習	2		
			環境空間デザイン学演習	2		
			環境工学演習	2		
			建築耐風構造学演習	2		
		人工物創生領域	固体表面分析演習	2		
			燃料電池材料学演習	2		
			システム最適化演習	2		
			生体情報工学演習	2		
			無線通信工学演習	2		
			構造強度評価学演習	2		
			熱物性工学演習	2		
			流体力学演習	2		
			知能ロボット演習	2		
			光物性工学演習	2		
			放射光物性工学演習	2		
	特別研究		12			
	計		12	36		

履修方法

- 1 必修科目12単位および選択科目10単位以上、合計22単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験を受けるものとする。
- 2 前項のほか、履修の方法および要件等については、理工学研究科履修規定に定める。

ホ 生命科学専攻

博士後期課程

研究科専門課程		専攻分野	授業科目	単位数			備考
				必修	選択	自由	
理工学研究科	生命科学専攻	生命機能解析利用学分野専門科目	分子細胞発生学演習		2		
			分子機能解析学演習		2		
			ゲノム制御生物学演習		2		
			微生物機能利用学演習		2		
			分子機能利用学演習		2		
			イオン伝達物質学演習		2		
			分子細胞生理学演習		2		
			分子生態学演習		2		
		専攻分野共通科目	生命機能解析利用学実習	2			
			特別研究	12			
		計	14	16			

履修方法

- 1 必修科目14単位および選択科目8単位以上、合計22単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験を受けるものとする。
- 2 前項のほか、履修の方法および要件等については、理工学研究科履修規定に定める。

(3) 経済経営学研究科

イ 経済学専攻

修士課程

研究科専門課程	専攻分野	授業科目	単位数			備考
			必修	選択	自由	
経済	経済	国際経済領域		2		

経営学専 学研攻 究科		国際協力特論	2		
		国際資源・環境経済特論	2		
		国際企業経営特論	2		
		国際マクロ経済学特論	2		
		国際経済総合演習Ⅰ	2		
		国際経済総合演習Ⅱ	2		
		国際経済総合演習Ⅲ	2		
		国際経済総合演習Ⅳ	2		
	地域経済領域	地域経済特論	2		
		中小企業特論	2		
		地域情報システム特論	2		
		地域保健医療特論	2		
		地域経済総合演習Ⅰ	2		
		地域経済総合演習Ⅱ	2		
		地域経済総合演習Ⅲ	2		
		地域経済総合演習Ⅳ	2		
	観光経済領域	観光産業特論	2		
		レジャー産業特論	2		
		サービス・マネジメント特論	2		
		観光経済総合演習Ⅰ	2		
		観光経済総合演習Ⅱ	2		
		観光経済総合演習Ⅲ	2		
		観光経済総合演習Ⅳ	2		
	経済学基礎理論 領域	経済思想史特論	2		
		社会経済学特論	2		
		計量経済学特論	2		
		理論経済学特論	2		
		経済学基礎理論総合演習Ⅰ	2		
		経済学基礎理論総合演習Ⅱ	2		

		経済学基礎理論総合演習Ⅲ	2		
		経済学基礎理論総合演習Ⅳ	2		
	計		64		

履修方法

- 1 演習科目8単位および特論科目22単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出し最終試験を受けるものとする。
- 2 前項のほか、履修の方法および要件等については、経済経営学研究科履修規定に定める。

ロ 経営学専攻

修士課程

研究科専門課程	専攻分野	授業科目	単位数			備考
			必修	選択	自由	
経済経営学研究科	企業経営領域	経営戦略特論		2		
		経済経営史特論		2		
		経営管理特論		2		
		人的資源管理特論		2		
		技術経営特論		2		
		経営組織特論		2		
		マーケティング特論		2		
		ベンチャービジネス特論		2		
		流通システム特論		2		
		企業経営総合演習Ⅰ		2		
		企業経営総合演習Ⅱ		2		
		企業経営総合演習Ⅲ		2		
		企業経営総合演習Ⅳ		2		
	会計領域	財務諸表特論		2		
		会計情報特論		2		
		税務会計特論		2		
		管理会計特論		2		
		原価計算特論		2		

		企業金融特論		2		
		会計総合演習Ⅰ		2		
		会計総合演習Ⅱ		2		
		会計総合演習Ⅲ		2		
		会計総合演習Ⅳ		2		
	経営情報領域	情報デザイン特論		2		
		マネジメントサイエンス特論		2		
		マーケティングサイエンス特論		2		
		メディア戦略特論		2		
		ビジネスシミュレーション特論		2		
		経営情報システム特論		2		
		社会調査特論		2		
		経営情報総合演習Ⅰ		2		
		経営情報総合演習Ⅱ		2		
		経営情報総合演習Ⅲ		2		
		経営情報総合演習Ⅳ		2		
	計			68		

履修方法

- 1 演習科目8単位および特論科目22単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出し最終試験を受けるものとする。
- 2 前項のほか、履修の方法および要件等については、経済経営学研究科履修規定に定める。

(4) 法学研究科

法律学専攻

修士課程

研究科専門課程	専攻分野	授業科目	単位数			備考
			必修	選択	自由	

法学 研究 科	法律 学専 攻	公法系	法律学特論Ⅰ	2		
			法律学特論Ⅱ	2		
			法哲学特論Ⅰ	2		
			法哲学特論Ⅱ	2		
			法制史特論Ⅰ	2		
			法制史特論Ⅱ	2		
			憲法特論Ⅰ	2		
			憲法特論Ⅱ	2		
			行政法特論Ⅰ	2		
			行政法特論Ⅱ	2		
			スポーツ法特論Ⅰ	2		
			スポーツ法特論Ⅱ	2		
			租税法特論Ⅰ	2		
			租税法特論Ⅱ	2		
			刑法特論Ⅰ	2		
			刑法特論Ⅱ	2		
			刑事訴訟法特論Ⅰ	2		
			刑事訴訟法特論Ⅱ	2		
			国際法特論Ⅰ	2		
			国際法特論Ⅱ	2		
			法制史特論演習Ⅰ	4		
			法制史特論演習Ⅱ	4		
			憲法特論演習Ⅰ	4		
			憲法特論演習Ⅱ	4		
			行政法特論演習Ⅰ	4		
			行政法特論演習Ⅱ	4		
			スポーツ法特論演習Ⅰ	4		
			スポーツ法特論演習Ⅱ	4		
			租税法特論演習Ⅰ	4		
			租税法特論演習Ⅱ	4		

		刑法特論演習Ⅰ	4		
		刑法特論演習Ⅱ	4		
		刑事訴訟法特論演習Ⅰ	4		
		刑事訴訟法特論演習Ⅱ	4		
		国際法特論演習Ⅰ	4		
		国際法特論演習Ⅱ	4		
	私法系	民法特論Ⅰ	2		
		民法特論Ⅱ	2		
		民法特論Ⅲ	2		
		民法特論Ⅳ	2		
		民法特論Ⅴ	2		
		民法特論Ⅵ	2		
		民法特論Ⅶ	2		
		民法特論Ⅷ	2		
		企業法特論Ⅰ	2		
		企業法特論Ⅱ	2		
		企業法特論Ⅲ	2		
		企業法特論Ⅳ	2		
		民事訴訟法特論Ⅰ	2		
		民事訴訟法特論Ⅱ	2		
		労働法特論Ⅰ	2		
		労働法特論Ⅱ	2		
		国際私法特論Ⅰ	2		
		国際私法特論Ⅱ	2		
		民法特論演習Ⅰ	4		
		民法特論演習Ⅱ	4		
		民法特論演習Ⅲ	4		
		民法特論演習Ⅳ	4		
		企業法特論演習Ⅰ	4		
		企業法特論演習Ⅱ	4		

		企業法特論演習Ⅲ	4		
		企業法特論演習Ⅳ	4		
		民事訴訟法特論演習Ⅰ	4		
		民事訴訟法特論演習Ⅱ	4		
		労働法特論演習Ⅰ	4		
		労働法特論演習Ⅱ	4		
		国際私法特論演習Ⅰ	4		
		国際私法特論演習Ⅱ	4		
	政治系	政治学特論Ⅰ	2		
		政治学特論Ⅱ	2		
		行政学特論Ⅰ	2		
		行政学特論Ⅱ	2		
		政治史特論Ⅰ	2		
		政治史特論Ⅱ	2		
		国際関係特論Ⅰ	2		
		国際関係特論Ⅱ	2		
		地域政策特論Ⅰ	2		
		地域政策特論Ⅱ	2		
		政治学特論演習Ⅰ	4		
		政治学特論演習Ⅱ	4		
		行政学特論演習Ⅰ	4		
		行政学特論演習Ⅱ	4		
		政治史特論演習Ⅰ	4		
		政治史特論演習Ⅱ	4		
		国際関係特論演習Ⅰ	4		
		国際関係特論演習Ⅱ	4		
		地域政策特論演習Ⅰ	4		
		地域政策特論演習Ⅱ	4		
	計		256		

履修方法

1 演習科目8単位以上(指導教員の担当する演習ⅠおよびⅡを含む)および演習科目を除く選択科目から11科目22単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出し最終試験を受けるものとする。

2 前項のほか、履修の方法および要件等については、法学研究科履修規定に定める。

(5) 国際言語文化研究科

国際言語文化専攻

修士課程

研究科専門課程	専攻区分	授業科目	単位数			備考
			必修	選択	自由	
国際言語文化研究科	国際言語文化専攻	欧米言語文化特論ⅠA		2		
		欧米言語文化特論ⅠB		2		
		欧米言語文化特論ⅡA		2		
		欧米言語文化特論ⅡB		2		
		欧米言語文化特論ⅢA		2		
		欧米言語文化特論ⅢB		2		
		欧米言語文化特論ⅣA		2		
		欧米言語文化特論ⅣB		2		
		欧米言語文化特論ⅤA		2		
		欧米言語文化特論ⅤB		2		
		欧米言語文化特論ⅥA		2		
		欧米言語文化特論ⅥB		2		
		欧米言語文化特論ⅦA		2		
		欧米言語文化特論ⅦB		2		
		欧米言語文化特論ⅧA		2		
		欧米言語文化特論ⅧB		2		
		欧米地域文化特論ⅠA		2		
		欧米地域文化特論ⅠB		2		
		欧米地域文化特論ⅡA		2		
		欧米地域文化特論ⅡB		2		
		欧米地域文化特論ⅢA		2		

		欧米地域文化特論ⅢB	2	
		欧米地域文化特論ⅣA	2	
		欧米地域文化特論ⅣB	2	
		欧米言語文化研究総合演習Ⅰ	2	
		欧米言語文化研究総合演習Ⅱ	2	
		欧米言語文化研究総合演習Ⅲ	2	
		欧米言語文化研究総合演習Ⅳ	2	
アジ ア言 語文 化研 究領 域	アジ ア言 語文 化研 究領 域	アジア言語文化特論ⅠA	2	
		アジア言語文化特論ⅠB	2	
		アジア言語文化特論ⅡA	2	
		アジア言語文化特論ⅡB	2	
		アジア言語文化特論ⅢA	2	
		アジア言語文化特論ⅢB	2	
		アジア言語文化特論ⅣA	2	
		アジア言語文化特論ⅣB	2	
		アジア言語文化特論ⅤA	2	
		アジア言語文化特論ⅤB	2	
		アジア言語文化特論ⅥA	2	
		アジア言語文化特論ⅥB	2	
		アジア地域文化特論ⅠA	2	
		アジア地域文化特論ⅠB	2	
		アジア地域文化特論ⅡA	2	
		アジア地域文化特論ⅡB	2	
		アジア地域文化特論ⅢA	2	
		アジア地域文化特論ⅢB	2	
		アジア地域文化特論ⅣA	2	
		アジア地域文化特論ⅣB	2	
		アジア地域文化特論ⅤA	2	
		アジア地域文化特論ⅤB	2	
		アジア言語文化研究総合演習Ⅰ	2	

		アジア言語文化研究総合演習Ⅱ	2	
		アジア言語文化研究総合演習Ⅲ	2	
		アジア言語文化研究総合演習Ⅳ	2	
	共通 科目	上級英語Ⅰ	1	
		上級英語Ⅱ	1	
		上級中国語Ⅰ	1	
		上級中国語Ⅱ	1	
		上級スペイン語Ⅰ	1	
		上級スペイン語Ⅱ	1	
		上級インドネシア・マレー語Ⅰ	1	
		上級インドネシア・マレー語Ⅱ	1	
		国際政治特論Ⅰ	2	
		国際政治特論Ⅱ	2	
		国際経済特論Ⅰ	2	
		国際経済特論Ⅱ	2	
		異文化理解Ⅰ	2	
		異文化理解Ⅱ	2	
	計		128	

履修方法

- 1 専攻する研究領域の授業科目の中から指導教員の担当する演習科目4科目8単位、専攻する研究領域および専攻する研究領域以外の授業科目の中から講義科目8科目16単位(ただし、専攻する研究領域以外の授業科目の単位修得は2科目4単位以上4科目8単位まで)の計24単位以上、共通科目の授業科目の中から「上級英語Ⅰ・Ⅱ」、「上級中国語Ⅰ・Ⅱ」、「上級スペイン語Ⅰ・Ⅱ」、または「上級インドネシア・マレー語Ⅰ・Ⅱ」のいずれか2科目2単位を含め4科目6単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出し最終試験を受けるものとする。
- 2 研究科長が認めた場合は、第16条により履修した他研究科の授業科目の修得単位を上記共通科目の単位数に含めることができる。ただし、最大4単位までとする。
- 3 前2項のほか、履修の方法および要件等については、国際言語文化研究科履修規定に定める。

(6) 看護学研究科

看護学専攻

修士課程

研究科専門課程		専攻分野等	授業科目	単位数			備考
				必修	選択	自由	
看護学研究科	看護学専攻	地域・療養支援看護学領域	地域・療養支援看護学特論		2		
			地域・療養支援看護学演習		2		
			地域・療養支援看護学援助特論		2		
		健康発達支援看護学領域	健康発達支援看護学特論		2		
			健康発達支援看護学演習		2		
			健康発達支援看護学援助特論		2		
		共通科目	看護学研究	2			
			チーム医療演習		2		
			臨床看護倫理		1		
			フィジカルアセスメント特論		2		
			疾病・病態特論		2		
			薬物治療学特論		2		
			医療経済特論		2		
			地域医療防災演習		1		
			看護人間工学特論		2		
			看護教育特論		2		
			看護教育方法演習		2		
			看護現任教育特論		2		
		特別研究		8			
		計		10	32		

履修方法

- 1 専攻する研究領域の授業科目のうち、地域・療養支援、健康発達支援のいずれかの

看護学特論、看護学演習、看護学援助特論の各2単位、および共通科目の看護学研究2単位を含む16単位、特別研究8単位、合計30単位以上を修得すること。なお、専攻する研究領域以外の授業科目(共通科目、特別研究を除く)を修得した場合、2単位までを共通科目とみなし、修了に必要な単位数に含める。

- 2 本研究科の教育研究上の基本理念や目的に沿った指導のもと修士論文の作成に取り組み、修士論文の審査および最終試験を受けるものとする。

(7) 農学研究科

イ 農学専攻

博士前期課程

研究科専門課程	専攻分野等	授業科目	単位数			備考
			必修	選択	自由	
農学研究科	農学専攻	共通科目	2			
		食農科学特論A				
		食農科学特論B		2		
		コミュニケーション英語		1		
		サイエンスプレゼンテーション演習		1		
		アグリビジネス論		1		
		アグリデータ解析特論		1		
		農業生産科学領域		2		
		生産生態基盤学特論		2		
		作物科学特論		2		
		園芸科学特論		2		
		応用昆虫学特論		2		
		植物病理学特論		2		
		植物遺伝育種科学特論		2		
		農業生産科学演習Ⅰ		4		
		農業生産科学演習Ⅱ		4		
		応用生物科学領域		2		
		植物分子生理学特論		2		
		ゲノム生物学特論		2		
		植物環境微生物学特論		2		
		応用微生物学特論		2		

			動物機能科学特論		2		
			海洋生物学特論		2		
			応用生物科学演習Ⅰ		4		
			応用生物科学演習Ⅱ		4		
		食品 栄養 科学 領域	食品学・食品衛生学特論		2		
			調理・給食経営管理特論		2		
			代謝栄養学特論		2		
			臨床栄養学特論		2		
			公衆衛生・公衆栄養学特論		2		
			生化学・運動生理学特論		2		
			食品栄養科学演習Ⅰ		4		
			食品栄養科学演習Ⅱ		4		
		食農 ビジ ネス 学領 域	農業経済・経営・政策特論		2		
			食品産業・流通特論		2		
			地域マネジメント特論		2		
			食農・循環型農業特論		2		
			食品マーケティング特論		2		
			都市・農村コミュニティビジネス特論		2		
			食農ビジネス学演習Ⅰ		4		
			食農ビジネス学演習Ⅱ		4		
		特別 研究 科目	農学特別研究Ⅰ	4			
			農学特別研究Ⅱ	4			
		計		10	86		

履修方法

- 1 必修科目10単位および選択科目20単位以上(共通科目から4単位以上、専門領域の講義科目4単位以上、専門領域の演習科目8単位を含む)、合計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および最終試験を受けるものとする。

2 前項のほか、履修の方法および要件等については、農学研究科履修規定に定める。

ロ 農学専攻

博士後期課程

研究科専門課程	専攻分野等	授業科目	単位数			備考
			必修	選択	自由	
農学研究科	農学専攻	講義科目	食農科学特別講義	2		
		演習科目	農業生産科学特別演習		8	
			応用生物科学特別演習		8	
			食品栄養科学特別演習		8	
			食農ビジネス学特別演習		8	
		特別研究	12			
		計	14	32		

履修方法

- 1 必修科目14単位および選択科目8単位以上、合計22単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験を受けるものとする。
- 2 前項のほか、履修の方法および要件等については、農学研究科履修規定に定める。

別表第2 学費

各研究科の学費の金額は、つぎのとおりとする。

(単位：円)

研究科	科目 課程	入学金(入学時納入)	授業料(年額)	教育充実費(年額)
薬学研究科	博士課程	220,000	800,000	—
理工学研究科	博士前期課程	150,000	1,020,000	—
	博士後期課程	220,000	960,000	—
経済経営学研究科	修士課程	150,000	720,000	—
法学研究科	修士課程	150,000	720,000	—
国際言語文化研究科	修士課程	150,000	740,000	—
看護学研究科	修士課程	150,000	540,000	120,000
農学研究科	博士前期課程	150,000	830,000	120,000

	博士後期課程	220,000	780,000	120,000
--	--------	---------	---------	---------

学費の金額は、経済情勢の著しい変動があった場合、改定することがある。

別表第3 在籍料

(単位：円)

研究科	前期	後期
薬学研究科	60,000	60,000
理工学研究科		
経済経営学研究科		
法学研究科		
国際言語文化研究科		
看護学研究科		
農学研究科		